

# 市長提出議案

取手市議会は議会基本条例により、議員間の公平で自由な議論を尽くすため、1議題につき3回まで討論を行うことができることとしています。

## ●平成27年度一般会計補正予算：可決

〔討論〕

遠山議員：中学校の空調設備整備に向けたもの、市民会館、藤代公民館等の施設改善が補正計上され、いずれも市民の要求に応えたもので評価できる。賛成。

飯島議員：地方創生加速化交付金により、シティープロモーションや地域のにぎわい創出事業を推進し、持続可能な自治体運営のために、地域経済の振興、交流・定住人口の増加を目指して取り組むことを期待。賛成。



2月に開設した起業支援施設「Match-hako(マッチ・パコ)」

## ●個人情報保護条例の一部改正：可決

番号法の一部が改正され、引用する条項の移動および一部の字句を修正するもの。

〔討論〕

関戸議員：マイナンバーの通知以降、全国で多くの問題が発生している。番号法の施行中止を求めてきており、関連する条例改正にも反対する。

## ●地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例：可決

給料表の等級別基準職務表を条例に規定し、文言の整理を行うため、関係する条例の規定を改正するもの。

〔討論〕

関戸議員：利益目的の民間企業と違い、地方自治体や公務員の役割は市民全体の奉仕者として働くこと。住民に寄り添い、問題を解決していく本来の自治体の在り方をゆがめる。反対。

## ①介護保険条例の一部改正

介護保険法施行令改正に伴い、介護認定審査委員の任期を条例で定め、介護

予防・日常生活支援、生活支援体制整備事業を平成28年度から実施するもの。

## ②指定地域密着型サービス

の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

## ③指定地域密着型介護予防

サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに同サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

〔討論〕

厚生労働省令改正を踏まえ、当該省令基準を参酌し、同様の措置を講じるため改正するもの。

## 遠山議員：認定申請権を侵害して受給権者を減らし、介護保険給付を削減することは明らか。費用の削減ありきで制度を変えることは要支援外であり、撤回すべき。①③全て反対。

阿部議員：前倒しで28年度から実施することや、介護の担い手不足に対して専門職だけでなく、ボランティアなどの充実を進めていくことなど、評価できる。条例の改正は有効。①に賛成。

池田議員：日常生活支援総合事業を充実させるため、地域資源の掘り起こし、支援育成を早急に進めてほしい。介護・医療連携推進会議の設置、同会議への報告、

記録、公表等が義務化され、利用者が事業所を選ぶ指針にもなる。①③全て賛成。

遠山議員：ボランティアは専門職に代わるものではなく、責任も持たせられない。専門職による介護保険サービスを継続すべき。

阿部議員：ボランティアの捉え方はさまざま。専門職だけでは賄い切れない。より多くの人に地域で求められるサービスを提供していくことが大切。



## ●行政不服審査法施行条例

行政不服審査法全部改正に伴い、行政不服審査会を設置し、所要の整備を行うため、条例を制定するもの。

## ●行政不服審査法施行に伴う関係条例整備条例

いづれも可決  
不服申立ての種類の一元化、審理手続、行政不服審査会への諮問手続の導入等

に伴い、関係する条例の規定を整備するもの。

〔討論〕  
関戸議員：制度の一元化により、参考人からの陳述や検証がなくなった。また、市長が審査会の委員を3人委嘱するのは公正性、公平性が担保できない。施行条例、整備条例どちらも反対。

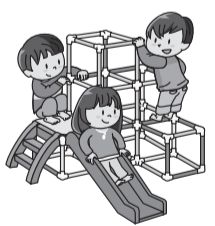
池田議員：行政処分不服申し立てに対し、今までは行政処分したところが不服審査の意見を書いていたが、第三者の委員が意見書を作ることで条例化された。委員が第三者なのは当然だと考え、施行条例、整備条例どちらも賛成。

## ●家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正：可決

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、当該省令基準を参酌し、同様の措置を講じるため改正するもの。

〔討論〕

池田議員：規制緩和しても保育士不足が解消するとは考えづらいが、保育士の待遇が改善されるまでには時間も掛かる。待機児童や保育士不足が少しでも解消されることを願い、賛成。



## ●消費生活センターの組織及び運営等に関する条例：可決

消費者安全法が改正されたことを踏まえ、消費者安全法施行規則の規定を参酌し、本条例を制定するもの。

〔討論〕

齋藤議員：市民を狙った消費生活をめぐる犯罪行為が多発しており、消費生活センターは市民生活になくはならない存在。今後はさらに相談の質を高め、消費生活の安全のために尽力していただきたい。賛成。

## ●特別会計条例の一部改正：可決

地域包括支援センターがケアプラン作成費用の請求、支払いを直接行うこととなったため、介護サービス特別会計を廃止するもの。

〔討論〕

遠山議員：よりきめ細かい介護保険事業拡充の点から、直営で地域包括支援センターを継続すべき。廃止に反対。

商品やサービスに関するトラブルは  
**消費生活センターへ**  
TEL&FAX (0297) 72-5022  
相談受付時間  
月曜日～金曜日(平日のみ)  
9:00～12:00 13:00～16:00